|  |
| --- |
| 個 人 情 報 フ ァ イ ル 簿 |
| 個人情報ファイルの名称 | 取調べ状況管理ファイル |
| 行政機関等の名称 | 大阪府警察本部長 |
| 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称 | 総務部総務課 |
| 個人情報ファイルの利用目的 | 取調べの監督の適切な運用に資するために利用する。 |
| 記録項目 | 【取調べ等予定登録】１.監督所属、２.取調べ場所、３.取調べ室、４.取調べ室区分、５.目的（被疑者取調べ、被疑者取調べ以外）、６.捜査主任官所属、７.録音録画の有無、８.視認要請の有無、９.取調べ状況報告書作成の有無、10.被疑者情報の有無、11.取調べ監督官への連絡、12.予定年月日、13.予定時間、14.罪名、15.被疑者・被告人氏名、16.取調べ官（職員番号、所属、課・係、階級、氏名、警察電話番号）、17.備考【状況報告登録】18.目的（被疑者取調べ、被疑者取調べ以外）、19.取調べ区分、20.逮捕・勾留の有無、21.取調べ年月日、22.取調べ時間、23.休憩時間、24.罪名、25.被疑者・被告人氏名、26.被疑者性別、27.被疑者生年月日、28.取調べ官、29.調書作成数、30.認否、31.通訳人の有無、32.立会の有無、33.立会時間、34.参考事項、35.余罪の有無【監督結果登録】36.視認（確認）年月日、37.視認（確認）時間、38.視認（確認）者（職員番号、所属名、課名、係名、階級、氏名）、39.視認理由等、40.視認（確認）方法、41.監督対象行為の有無、42.ドアの開閉状況、43.立会人の有無、44.通訳人の有無、種別（部内・部外）、45.被疑者の状況、46.通知等の有無、47.通知等先、48.通知等内容、49.措置結果 |
| 記録範囲 | 大阪府警察が指揮する事件において、取調べを受けた者及び参考人として事情聴取を受けた者 |
| 記録情報の収集方法 | 被疑者取調べ及び参考人聴取の予定登録、取調べ状況報告書及び視認による取調べ状況確認表の内容登録 |
| 要配慮個人情報が含まれるときは、その旨 | 含む |
| 記録情報の経常的提供先 | 警察庁 |
| 開示請求等を受理する組織の名称及び所在地 | （名　称）総務部府民応接センター |
| （所在地）540-8540 大阪市中央区大手前３丁目１番11号 |
| 訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等 | ― |
| 個人情報ファイルの種別 | ☑法第60条第2項第１号　（電算処理ファイル） | □法第60条第2項第２号（マニュアル処理ファイル） |
| 政令第21条第7項に該当するファイル　　　　□有　☑無 |
| 行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨 | 非該当 |
| 行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地 | ― |
| 行政機関等匿名加工情報の概要 | ― |
| 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地 | ― |
| 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間 | ― |
| 記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨 |  |
| 備　　　考 |  |
| 個 人 情 報 フ ァ イ ル 簿 |
| 個人情報ファイルの名称 | 遺失物管理業務ファイル |
| 行政機関等の名称 | 大阪府警察本部長 |
| 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称 | 総務部会計課 |
| 個人情報ファイルの利用目的 | 受理した遺失届及び拾得物に関する情報を一元的に管理し、円滑で適正な遺失物法に定められた処理を行うために利用する。 |
| 記録項目 | 1.受理番号、２.受理日時、３.取扱場所、４.取扱者情報、５.遺失者情報、６.遺失日時、７.遺失場所、８. 利用交通機関、９.遺失物品情報、10.拾得者区分、11.保管区分、12.施設占有者情報、13.埋蔵物の該当、14.公告の有無、15.拾得日時、16.拾得場所情報、17.拾得者情報、18.拾得物品情報、19.権利情報、20.氏名等の告知の同意の有無、21.拾得者の物件引取期間、22.遺失者の物件確認期間の終期、23.満期失効年月日、24.ステータス情報（現在の処理状況、処理状況登録日） |
| 記録範囲 | 遺失者、拾得者（施設占有者及び特例施設占有者を含む。）、業者（拾得物件の売却業者） |
| 記録情報の収集方法 | 遺失者（代理人を含む。）又は拾得者（施設占有者及び特例施設占有者を含む。）からの届出。 |
| 要配慮個人情報が含まれるときは、その旨 | 含まない |
| 記録情報の経常的提供先 | 警察庁、警視庁及び道府県警察本部 |
| 開示請求等を受理する組織の名称及び所在地 | （名　称）総務部府民応接センター |
| （所在地）540-8540 大阪市中央区大手前３丁目１番11号 |
| 訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等 | ― |
| 個人情報ファイルの種別 | ☑法第60条第2項第１号　（電算処理ファイル） | □法第60条第2項第２号（マニュアル処理ファイル） |
| 政令第21条第7項に該当するファイル　　　　□有　☑無 |
| 行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨 | 該当 |
| 行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地 | （名　称）総務部府民応接センター |
| （所在地）540-8540 大阪市中央区大手前３丁目１番11号 |
| 行政機関等匿名加工情報の概要 | ― |
| 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地 | ― |
| 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間 | ― |
| 記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨 |  |
| 備　　　考 |  |

|  |
| --- |
| 個 人 情 報 フ ァ イ ル 簿 |
| 個人情報ファイルの名称 | 留置管理システム |
| 行政機関等の名称 | 大阪府警察本部長 |
| 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称 | 総務部留置管理課 |
| 個人情報ファイルの利用目的 | 被留置者の適正な処遇及び留置事故の防止に資するために利用する。 |
| 記録項目 | １.犯歴番号、２.氏名、３.生年月日、４.性別、５.事件処理署、６.検挙年月日、７.指紋作成番号、８.留置日時、９.留置番号、10.処理部門、11.特異動向、12.疾病等、13.文字情報 |
| 記録範囲 | 大阪府警察に留置された者（被留置者） |
| 記録情報の収集方法 | 被留置者からの聴取 |
| 要配慮個人情報が含まれるときは、その旨 | 含む |
| 記録情報の経常的提供先 | 警察庁 |
| 開示請求等を受理する組織の名称及び所在地 | （名　称）総務部府民応接センター |
| （所在地）540-8540 大阪市中央区大手前３丁目１番11号 |
| 訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等 | ― |
| 個人情報ファイルの種別 | ☑法第60条第2項第１号　（電算処理ファイル） | □法第60条第2項第２号（マニュアル処理ファイル） |
| 政令第21条第7項に該当するファイル　　　　□有　☑無 |
| 行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨 | 非該当 |
| 行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地 | ― |
| 行政機関等匿名加工情報の概要 | ― |
| 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地 | ― |
| 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間 | ― |
| 記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨 |  |
| 備　　　考 |  |

|  |
| --- |
| 個 人 情 報 フ ァ イ ル 簿 |
| 個人情報ファイルの名称 | 相談情報ファイル |
| 行政機関等の名称 | 大阪府警察本部長 |
| 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称 | 総務部府民応接センター |
| 個人情報ファイルの利用目的 | 府内で受理した相談に関する情報を集約し、共有・活用することにより、適正な相談業務の遂行を図るとともに、犯罪等による被害の未然防止に資することを目的とする。 |
| 記録項目 | １.受理番号、２.受理年月日、３.受理者の氏名、所属、所属する本部係名又は署課係名、４.受理態様、５.受理窓口区分、６.申出者の氏名、年齢、生年月日、性別、職業等、７.申出件名、種別、申出要旨等、８.関係者の氏名、年齢、生年月日、性別、職業等、９.関係者に関する備考、10.関係事業所名等、11.措置一連番号、12.措置年月日、13.措置者の氏名、所属、所属する本部係名又は署課係名、14.措置結果、15.引継先所属、本部係名又は署課係名、16.受理対応時間 |
| 記録範囲 | 相談事案に係る受理者、申出者、関係者及び措置者 |
| 記録情報の収集方法 | 相談受理・対応 |
| 要配慮個人情報が含まれるときは、その旨 | 含む |
| 記録情報の経常的提供先 | 警察庁 |
| 開示請求等を受理する組織の名称及び所在地 | （名　称）総務部府民応接センター |
| （所在地）540-8540 大阪市中央区大手前３丁目１番11号 |
| 訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等 | ― |
| 個人情報ファイルの種別 | ☑法第60条第2項第１号　（電算処理ファイル） | □法第60条第2項第２号（マニュアル処理ファイル） |
| 政令第21条第7項に該当するファイル　　　　□有　☑無 |
| 行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨 | 非該当 |
| 行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地 | ― |
| 行政機関等匿名加工情報の概要 | ― |
| 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地 | ― |
| 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間 | ― |
| 記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨 |  |
| 備　　　考 |  |

|  |
| --- |
| 個 人 情 報 フ ァ イ ル 簿 |
| 個人情報ファイルの名称 | 被保護者情報ファイル |
| 行政機関等の名称 | 大阪府警察本部長 |
| 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称 | 生活安全部生活安全総務課 |
| 個人情報ファイルの利用目的 | 警察官職務執行法等に基づく保護取扱時の速やかな身柄の引継ぎや、適切な関係機関等への通報等に資するため、被保護者や引取者等の情報を大阪府下の警察署間で共有する。 |
| 記録項目 | 【基礎情報】１.管理番号、２.取扱所属【保護情報】３.保護区分、４.保護解除理由【被保護者情報】５.氏名、６.異名、７.生年月日、８.性別、９.職業、10.住所、11.電話番号、12.身体特徴等、13.保護着手・解除日時、14.発見の端緒、15.発見場所【引き渡し先情報】16.氏名、17.住所、18.連絡先、19.続柄等【その他情報】20.保護期間延長の有無、21.精神保健福祉法23条通報の有無、22.認知症の疑いの有無、23.23条通報有の場合の措置 |
| 記録範囲 | 警察において保護をした被保護者及び引取者（登録後５年を経過しない者） |
| 記録情報の収集方法 | 被保護者及び関係者からの聴取 |
| 要配慮個人情報が含まれるときは、その旨 | 含む |
| 記録情報の経常的提供先 | 警察庁、簡易裁判所 |
| 開示請求等を受理する組織の名称及び所在地 | （名　称）総務部府民応接センター |
| （所在地）540-8540 大阪市中央区大手前３丁目１番11号 |
| 訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等 | ― |
| 個人情報ファイルの種別 | ☑法第60条第2項第１号　（電算処理ファイル） | □法第60条第2項第２号（マニュアル処理ファイル） |
| 政令第21条第7項に該当するファイル　　　　□有　☑無 |
| 行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨 | 非該当 |
| 行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地 | ― |
| 行政機関等匿名加工情報の概要 | ― |
| 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地 | ― |
| 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間 | ― |
| 記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨 |  |
| 備　　　考 |  |

|  |
| --- |
| 個 人 情 報 フ ァ イ ル 簿 |
| 個人情報ファイルの名称 | 自殺未遂事案情報ファイル |
| 行政機関等の名称 | 大阪府警察本部長 |
| 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称 | 生活安全部生活安全総務課 |
| 個人情報ファイルの利用目的 | 自殺未遂事案取扱時の適切な対応や、関係機関等への情報提供等に資するため、自殺未遂者や相談者等の情報を大阪府下の警察署間で共有する。 |
| 記録項目 | 【情報提供の有無】１.情報提供の有無【基本情報】２.管理番号、３.取扱種別、４.取扱年月日【自殺未遂者情報】５.氏名、６.異名、７.生年月日、８.年齢、９.性別、10.職業、11.住所、12.自殺未遂の手段、13.保護取扱の有無 |
| 記録範囲 | 警察において取り扱った自殺未遂事案に係る自殺未遂者及び保健所等に情報提供した場合は、その相談者（登録後５年を経過しない者） |
| 記録情報の収集方法 | 自殺未遂者及び関係者からの聴取 |
| 要配慮個人情報が含まれるときは、その旨 | 含む |
| 記録情報の経常的提供先 | ― |
| 開示請求等を受理する組織の名称及び所在地 | （名　称）総務部府民応接センター |
| （所在地）540-8540 大阪市中央区大手前３丁目１番11号 |
| 訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等 | ― |
| 個人情報ファイルの種別 | ☑法第60条第2項第１号　（電算処理ファイル） | □法第60条第2項第２号（マニュアル処理ファイル） |
| 政令第21条第7項に該当するファイル　　　　□有　☑無 |
| 行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨 | 非該当 |
| 行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地 | ― |
| 行政機関等匿名加工情報の概要 | ― |
| 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地 | ― |
| 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間 | ― |
| 記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨 |  |
| 備　　　考 |  |

|  |
| --- |
| 個 人 情 報 フ ァ イ ル 簿 |
| 個人情報ファイルの名称 | 青色防犯パトロール実施者証管理台帳 |
| 行政機関等の名称 | 大阪府警察本部長 |
| 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称 | 生活安全部府民安全対策課 |
| 個人情報ファイルの利用目的 | 青色回転灯の装備等に関する証明書等事務の適性な業務管理のために利用する。 |
| 記録項目 | １.発行年月日、２.青色防犯パトロール団体名、３.パトロール実施者氏名、４.管轄警察署、５.再交付年月日、６.返納等年月日、７.備考 |
| 記録範囲 | 青色防犯パトロール実施者 |
| 記録情報の収集方法 | 申請届出 |
| 要配慮個人情報が含まれるときは、その旨 | 含まない |
| 記録情報の経常的提供先 | ― |
| 開示請求等を受理する組織の名称及び所在地 | （名　称）総務部府民応接センター |
| （所在地）540-8540 大阪市中央区大手前３丁目１番11号 |
| 訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等 | ― |
| 個人情報ファイルの種別 | ☑法第60条第2項第１号　（電算処理ファイル） | □法第60条第2項第２号（マニュアル処理ファイル） |
| 政令第21条第7項に該当するファイル　　　　□有　☑無 |
| 行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨 | 非該当 |
| 行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地 | ― |
| 行政機関等匿名加工情報の概要 | ― |
| 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地 | ― |
| 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間 | ― |
| 記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨 |  |
| 備　　　考 |  |

|  |
| --- |
| 個 人 情 報 フ ァ イ ル 簿 |
| 個人情報ファイルの名称 | 捜査の過程で押収した名簿登載者リスト |
| 行政機関等の名称 | 大阪府警察本部長 |
| 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称 | 生活安全部府民安全対策課 |
| 個人情報ファイルの利用目的 | 特殊詐欺、利殖勧誘事犯及び特定商取引等事犯の捜査の過程で押収した名簿登載者に対し、登載事実を告げた上で注意喚起を行うことにより、これらの犯罪被害を防止するため。 |
| 記録項目 | １.案件年、２.案件種別、３.案件番号、４.資料名、５.住所、６.氏名、７.電話番号 |
| 記録範囲 | 捜査の過程で押収した名簿に登載されている者 |
| 記録情報の収集方法 | 警察庁からの提供 |
| 要配慮個人情報が含まれるときは、その旨 | 含まない |
| 記録情報の経常的提供先 | ― |
| 開示請求等を受理する組織の名称及び所在地 | （名　称）総務部府民応接センター |
| （所在地）540-8540 大阪市中央区大手前３丁目１番11号 |
| 訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等 | ― |
| 個人情報ファイルの種別 | ☑法第60条第2項第１号　（電算処理ファイル） | □法第60条第2項第２号（マニュアル処理ファイル） |
| 政令第21条第7項に該当するファイル　　　　□有　☑無 |
| 行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨 | 非該当 |
| 行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地 | ― |
| 行政機関等匿名加工情報の概要 | ― |
| 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地 | ― |
| 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間 | ― |
| 記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨 |  |
| 備　　　考 |  |

|  |
| --- |
| 個 人 情 報 フ ァ イ ル 簿 |
| 個人情報ファイルの名称 | 自転車防犯登録ファイル |
| 行政機関等の名称 | 大阪府警察本部長 |
| 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称 | 生活安全部府民安全対策課 |
| 個人情報ファイルの利用目的 | 自転車の盗難の防止及び盗品である自転車の回復に資するために利用する。 |
| 記録項目 | １.防犯登録番号、２.車体番号、３.氏名、４.住所、５.電話番号、６.販売年月日、７.メーカー名、８.車体寸法、９.車種、10.車体色、11.登録完了年月日 |
| 記録範囲 | 自転車防犯登録を受けた者 |
| 記録情報の収集方法 | 公益社団法人大阪府防犯協会連合会及び大阪府自転車商防犯協力会からの通知により収集する。 |
| 要配慮個人情報が含まれるときは、その旨 | 含まない |
| 記録情報の経常的提供先 | 自治体、警視庁及び各道府県警察 |
| 開示請求等を受理する組織の名称及び所在地 | （名　称）総務部府民応接センター |
| （所在地）540-8540 大阪市中央区大手前３丁目１番11号 |
| 訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等 | ― |
| 個人情報ファイルの種別 | ☑法第60条第2項第１号　（電算処理ファイル） | □法第60条第2項第２号（マニュアル処理ファイル） |
| 政令第21条第7項に該当するファイル　　　　□有　☑無 |
| 行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨 | 非該当 |
| 行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地 | ― |
| 行政機関等匿名加工情報の概要 | ― |
| 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地 | ― |
| 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間 | ― |
| 記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨 |  |
| 備　　　考 |  |

|  |
| --- |
| 個 人 情 報 フ ァ イ ル 簿 |
| 個人情報ファイルの名称 | 猟銃・空気銃等管理ファイル  |
| 行政機関等の名称 | 大阪府警察本部長 |
| 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称 | 生活安全部保安課 |
| 個人情報ファイルの利用目的 | 猟銃及び空気銃等の許可その他銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第６号、以下「銃刀法」という。）に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。  |
| 記録項目 | １.種別、２.許可証番号、３.銃種別、４.銃番号、５.管轄警察署、６.氏名、７.性別、８.生年月日、９.本籍（国籍）10.住所、11.原交付年月日、12.射撃指導員指定の有無、13.講習受講年月日、14.技能講習受講年月日、15.許可番号、16.用途別、17.口径、18.銃身長、19.銃全長又は刃渡り、20.適合実包、21.製造メーカー名、22.替銃身、23.登録年月日、24.有効年月日、25.旧所持者氏名、26.旧所持者性別、27.旧所持者生年月日、28.旧所持者住所、29.旧所持者本籍（国籍）、30.銃特徴、31.弾倉、32.装填可能弾数、33.型式、34.原許可年月日、35.失効事由、36.取消事由、37.問題銃、38.追加打刻番号  |
| 記録範囲 | 銃刀法第４条第１項の規定による銃砲若しくはクロスボウ又は刀剣類の所持の許可を受けた者、第９条の４第１項第１号の規定により指定を受けた教習射撃場を管理する者（第９条の６第２項の規定により届出があった場合）、第９条の９第１項第１号の規定により指定を受けた練習射撃場を管理する者（第９条の11第２項の規定により届出があった場合）、譲渡を受けた銃砲店又はクロスボウ販売事業者（第８条第３項の規定による抹消の申請又は第９条第３項の規定による許可証の返納があった場合）  |
| 記録情報の収集方法 | 申請者からの申請その他法令に基づき収集する。  |
| 要配慮個人情報が含まれるときは、その旨 | 含む  |
| 記録情報の経常的提供先 | 警察庁  |
| 開示請求等を受理する組織の名称及び所在地 | （名　称）総務部府民応接センター |
| （所在地）540-8540 大阪市中央区大手前３丁目１番11号 |
| 訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等 | ６、７、９、10、16、18、19及び22の記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、銃刀法第７条第２項及び銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号）第32条による。  |
| 個人情報ファイルの種別 | ☑法第60条第2項第１号　（電算処理ファイル） | □法第60条第2項第２号（マニュアル処理ファイル） |
| 政令第21条第7項に該当するファイル　　　　□有　☑無 |
| 行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨 | 該当 |
| 行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地 | （名　称）総務部府民応接センター（所在地）540-8540 大阪市中央区大手前３丁目１番11号 |
| 行政機関等匿名加工情報の概要 | ― |
| 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地 | ― |
| 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間 | ― |
| 記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨 |  |
| 備　　　考 |  |
| 個 人 情 報 フ ァ イ ル 簿 |
| 個人情報ファイルの名称 | 警備業者管理ファイル |
| 行政機関等の名称 | 大阪府警察本部長 |
| 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称 | 生活安全部保安課 |
| 個人情報ファイルの利用目的 | 警備業の認定その他警備業法（昭和４７年法律第117号）に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。 |
| 記録項目 | １.認定年月日、２.認定証番号、３.受理警察署、４.警備業者の氏名又は名称、５.警備業者の住所又は本店所在地、６.警備業者（個人）の本（国）籍、７.警備業者（個人）の生年月日、８.警備業者（個人）の性別、９.法人等の種別、10.代表者の氏名、11.代表者の本（国）籍、12.代表者の住所、13.代表者の生年月日、14.代表者の性別、15.営業所の名称、16.営業所の所在地、17.営業所の電話番号、18.取扱う区分、19.選任警備員指導教育責任者の氏名、20.選任警備員指導教育責任者の住所、21.選任警備員指導教育責任者の生年月日、22.選任警備員指導教育責任者の資格者証番号、23.基地局の名称、24.基地局の所在地、25.基地局の電話番号、26.選任機械警備業務管理者の氏名、27.選任機械警備業務管理者の住所、28.選任機械警備業務管理者の生年月日、29.選任機械警備業管理者の資格者証番号、30.待機場所の名称、31.待機場所の所在地、32.役員の役職、33.役員の氏名、34.役員の本（国）籍、35.役員の住所、36.役員の生年月日、37.役員の性別、38.更新年月日、39.変更年月日、40.変更事由、41.書換（再交付）年月日、42.司法（行政）処分年月日、43.違反法令条項、44.処分結果 |
| 記録範囲 | 警備業者の代表者及び役員、並びに選任警備員指導教育責任者及び選任機械警備業務管理者 |
| 記録情報の収集方法 | 申請者からの申請その他法令に基づき収集する。 |
| 要配慮個人情報が含まれるときは、その旨 | 含む |
| 記録情報の経常的提供先 | 警察庁 |
| 開示請求等を受理する組織の名称及び所在地 | （名　称）総務部府民応接センター |
| （所在地）540-8540 大阪市中央区大手前３丁目１番11号 |
| 訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等 | 警備業者に係る４、５、10、12、15、16、18、19、20、33及び35の記録事項に変更があった場合の訂正については、警備業法第11条第１項並びに同条第４項及び警備業法施行規則（昭和58年総理府令第１号）第17条第２項による。機械警備業者に係る23、24、26、27、30及び31の記録事項に変更があった場合の訂正については、警備業法第41条及び警備業法施行規則第56条第２項による。 |
| 個人情報ファイルの種別 | ☑法第60条第2項第１号　（電算処理ファイル） | □法第60条第2項第２号（マニュアル処理ファイル） |
| 政令第21条第7項に該当するファイル　　　　□有　☑無 |
| 行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨 | 該当 |
| 行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地 | （名　称）総務部府民応接センター（所在地）540-8540 大阪市中央区大手前３丁目１番11号 |
| 行政機関等匿名加工情報の概要 | ― |
| 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地 | ― |
| 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間 | ― |
| 記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨 |  |
| 備　　　考 |  |

|  |
| --- |
| 個 人 情 報 フ ァ イ ル 簿 |
| 個人情報ファイルの名称 | 資格者証被交付者ファイル |
| 行政機関等の名称 | 大阪府警察本部長 |
| 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称 | 生活安全部保安課 |
| 個人情報ファイルの利用目的 | 警備業の認定その他警備業法（昭和４７年法律第117号）に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。 |
| 記録項目 | １.資格者証の種別、２.資格者証番号、３.受理警察署、４.交付年月日、５.氏名、６.本（国）籍、７.住所、８.生年月日、９.性別、10.講習を行った公安委員会、11.書換（再交付）年月日 |
| 記録範囲 | 警備員指導教育責任者資格者証及び機械警備業務管理者資格者証被交付者 |
| 記録情報の収集方法 | 申請者からの申請その他法令に基づき収集する。 |
| 要配慮個人情報が含まれるときは、その旨 | 含まない |
| 記録情報の経常的提供先 | 警察庁 |
| 開示請求等を受理する組織の名称及び所在地 | （名　称）総務部府民応接センター |
| （所在地）540-8540 大阪市中央区大手前３丁目１番11号 |
| 訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等 | 警備員指導教育責任者資格者証の交付を受けた者に係る５及び６の記録事項の内容に変更があった場合の訂正については、警備業法第22条第５項による。機械警備業務管理者資格者証の交付を受けた者に係る５及び６の記録事項の内容に変更があった場合の訂正については、警備業法第42条第３項において準用する同法第22条第５項による。 |
| 個人情報ファイルの種別 | ☑法第60条第2項第１号　（電算処理ファイル） | □法第60条第2項第２号（マニュアル処理ファイル） |
| 政令第21条第7項に該当するファイル　　　　□有　☑無 |
| 行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨 | 該当 |
| 行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地 | （名　称）総務部府民応接センター（所在地）540-8540 大阪市中央区大手前３丁目１番11号 |
| 行政機関等匿名加工情報の概要 | ― |
| 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地 | ― |
| 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間 | ― |
| 記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨 |  |
| 備　　　考 |  |

|  |
| --- |
| 個 人 情 報 フ ァ イ ル 簿 |
| 個人情報ファイルの名称 | 講習修了証明書被交付者ファイル |
| 行政機関等の名称 | 大阪府警察本部長 |
| 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称 | 生活安全部保安課 |
| 個人情報ファイルの利用目的 | 警備業の認定その他警備業法（昭和４７年法律第117号）に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。 |
| 記録項目 | １.受講した講習の種別、２.講習期間、３.交付年月日、４.証明書番号、５.氏名、６.本（国）籍、７.生年月日 |
| 記録範囲 | 警備員指導教育責任者の講習修了証明書被交付者及び機械警備業務管理者の講習修了証明書被交付者 |
| 記録情報の収集方法 | 申請者からの申請その他法令に基づき収集する。 |
| 要配慮個人情報が含まれるときは、その旨 | 含まない |
| 記録情報の経常的提供先 | 警察庁 |
| 開示請求等を受理する組織の名称及び所在地 | （名　称）総務部府民応接センター |
| （所在地）540-8540 大阪市中央区大手前３丁目１番11号 |
| 訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等 | ― |
| 個人情報ファイルの種別 | □法第60条第2項第１号　（電算処理ファイル） | ☑法第60条第2項第２号（マニュアル処理ファイル） |
| 政令第21条第7項に該当するファイル　　　　□有　□無 |
| 行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨 | 非該当 |
| 行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地 | ― |
|  |
| 行政機関等匿名加工情報の概要 | ― |
| 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地 | ― |
| 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間 | ― |
| 記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨 |  |
| 備　　　考 |  |

|  |
| --- |
| 個 人 情 報 フ ァ イ ル 簿 |
| 個人情報ファイルの名称 | 検定合格証明書被交付者ファイル |
| 行政機関等の名称 | 大阪府警察本部長 |
| 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称 | 生活安全部保安課 |
| 個人情報ファイルの利用目的 | 警備業の認定その他警備業法（昭和４７年法律第117号）に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。 |
| 記録項目 | １.検定合格証明書の種別、２.証明書番号、３.受理警察署、４.交付年月日、５.氏名、６.本（国）籍、７.住所、８.生年月日、９性別、10.講習等実施機関、11.書換（再交付）年月日 |
| 記録範囲 | 警備員等の検定合格証明書被交付者 |
| 記録情報の収集方法 | 申請者からの申請その他法令に基づき収集する。 |
| 要配慮個人情報が含まれるときは、その旨 | 含まない |
| 記録情報の経常的提供先 | 警察庁 |
| 開示請求等を受理する組織の名称及び所在地 | （名　称）総務部府民応接センター |
| （所在地）540-8540 大阪市中央区大手前３丁目１番11号 |
| 訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等 | ５及び７の記録事項の内容に変更があった場合の訂正については、警備員等の検定に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第15条第１項による。 |
| 個人情報ファイルの種別 | ☑法第60条第2項第１号　（電算処理ファイル） | □法第60条第2項第２号（マニュアル処理ファイル） |
| 政令第21条第7項に該当するファイル　　　　□有　☑無 |
| 行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨 | 該当 |
| 行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地 | （名　称）総務部府民応接センター（所在地）540-8540 大阪市中央区大手前３丁目１番11号 |
| 行政機関等匿名加工情報の概要 | ― |
| 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地 | ― |
| 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間 | ― |
| 記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨 |  |
| 備　　　考 |  |

|  |
| --- |
| 個 人 情 報 フ ァ イ ル 簿 |
| 個人情報ファイルの名称 | 古物商ホームページ利用者ファイル |
| 行政機関等の名称 | 大阪府警察本部長 |
| 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称 | 生活安全部保安課 |
| 個人情報ファイルの利用目的 | 古物営業法（昭和24年法律第108号）に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。 |
| 記録項目 | １.許可番号、２.被許可者の氏名又は名称、３.自動公衆送信の送信元を識別するための文字、番号、記号その他の符号 |
| 記録範囲 | 古物商 |
| 記録情報の収集方法 | 申請者からの申請その他法令に基づき収集する。 |
| 要配慮個人情報が含まれるときは、その旨 | 含まない |
| 記録情報の経常的提供先 | ― |
| 開示請求等を受理する組織の名称及び所在地 | （名　称）総務部府民応接センター |
| （所在地）540-8540 大阪市中央区大手前３丁目１番11号 |
| 訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等 | 古物営業法第７条第２項及び古物営業法施行規則（平成７年国家公安委員会規則第10号）第５条第６項による。 |
| 個人情報ファイルの種別 | ☑法第60条第2項第１号　（電算処理ファイル） | □法第60条第2項第２号（マニュアル処理ファイル） |
| 政令第21条第7項に該当するファイル　　　　□有　☑無 |
| 行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨 | 非該当 |
| 行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地 | ― |
| 行政機関等匿名加工情報の概要 | ― |
| 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地 | ― |
| 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間 | ― |
| 記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨 |  |
| 備　　　考 |  |

|  |
| --- |
| 個 人 情 報 フ ァ イ ル 簿 |
| 個人情報ファイルの名称 | 不当要求責任者講習管理データベース |
| 行政機関等の名称 | 大阪府警察本部長 |
| 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称 | 刑事部捜査第四課 |
| 個人情報ファイルの利用目的 | 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定により不当要求による被害を防止するため選任された責任者に対する講習の実施のために利用する。 |
| 記録項目 | １.受理番号､２.郵便番号、３.受理警察署、４.所在地、５.業種、６.事業所名、７.責任者氏名、８.生年月日、９.男女別、10.役職名、11.連絡先、12.選任年月日、13.初代選任日、14.最終受講日、15.受講予定、16.通知番号、17.変更項目、18.選任受講日、19.選任受講者、20.定期受講日、21.定期受講者、22.事業所番号、23.備考欄、24.定期講習履歴 |
| 記録範囲 | 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定により責任者として選任された者 |
| 記録情報の収集方法 | 責任者選任届出書の提出 |
| 要配慮個人情報が含まれるときは、その旨 | 含まない |
| 記録情報の経常的提供先 | 大阪府暴力追放推進センター |
| 開示請求等を受理する組織の名称及び所在地 | （名　称）総務部府民応接センター |
| （所在地）540-8540 大阪市中央区大手前３丁目１番11号 |
| 訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等 | ― |
| 個人情報ファイルの種別 | ☑法第60条第2項第１号　（電算処理ファイル） | □法第60条第2項第２号（マニュアル処理ファイル） |
| 政令第21条第7項に該当するファイル　　　　□有　☑無 |
| 行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨 | 非該当 |
| 行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地 | ― |
| 行政機関等匿名加工情報の概要 | ― |
| 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地 | ― |
| 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間 | ― |
| 記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨 |  |
| 備　　　考 |  |

|  |
| --- |
| 個 人 情 報 フ ァ イ ル 簿 |
| 個人情報ファイルの名称 | 海外渡航者等に係る犯罪経歴証明書発給事務ファイル |
| 行政機関等の名称 | 大阪府警察本部長 |
| 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称 | 刑事部鑑識課 |
| 個人情報ファイルの利用目的 | 申請により、海外渡航者等に係る犯罪経歴証明書を要求国等の提出機関宛てに作成するために利用する。 |
| 記録項目 | １.申請年月日、２.発給番号、３.氏名(Name)、４.生年月日、５.性別、６.国籍、７.旅券番号、８.提出先名、９.発給理由、10.照会受信月日、11.犯歴の有無、12.宛先印刷処理月日 |
| 記録範囲 | 犯罪経歴書の発給を希望し、申請書を提出した者 |
| 記録情報の収集方法 | 本人からの申請書類並びに警察庁、警視庁及び道府県警察本部への調査 |
| 要配慮個人情報が含まれるときは、その旨 | 含む |
| 記録情報の経常的提供先 | ― |
| 開示請求等を受理する組織の名称及び所在地 | （名　称）総務部府民応接センター |
| （所在地）540-8540 大阪市中央区大手前３丁目１番11号 |
| 訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等 | ― |
| 個人情報ファイルの種別 | ☑法第60条第2項第１号　（電算処理ファイル） | □法第60条第2項第２号（マニュアル処理ファイル） |
| 政令第21条第7項に該当するファイル　　　　□有　☑無 |
| 行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨 | 非該当 |
| 行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地 | ― |
| 行政機関等匿名加工情報の概要 | ― |
| 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地 | ― |
| 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間 | ― |
| 記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨 |  |
| 備　　　考 |  |

|  |
| --- |
| 個 人 情 報 フ ァ イ ル 簿 |
| 個人情報ファイルの名称 | 全事故ファイル |
| 行政機関等の名称 | 大阪府警察本部 |
| 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称 | 交通部交通総務課 |
| 個人情報ファイルの利用目的 | 交通事故統計情報から多角的な事故分析を行うことで、効果的な交通事故抑止対策を図るため利用する。 |
| 記録項目 | 【本票】１.警察署等、２.本票番号、３.計上日、４.事故内容、５.死者数、６.重傷者数、７.軽傷者数、８.全当事者数、９.発生日時、10.曜日、11.昼夜、12.日の出、日の入、13.天候、14.路面状態、15.地形、16.交番、17.市区町村コード、18.発生場所、19.緯度・経度、20.路線、21.バイパス、22.地点コード、23.道路形状、24.信号機、25.交差点、26.交差点の警察署コード、27.道路線形、28.車道幅員、29.衝突地点、30.中央分離施設等、31.歩車道区分、32.特殊事故(事故内容)、33.特殊事故(当事者内容)、34.ゾーン規制、35.駐車影響、36.事故類型、37.歩行者関連、38.自転車関連、39.原付関連、40.自二関連、41.貨物関連、42.二輪関連、43.子ども関連、44.高校生関連、45.若年関連、46.高齢者関連、47.免許番号、48.性別、49.生年月日、50.年齢、51.運転資格、52.免許経過年数、53.国籍等、54.居住地、55.職業、56.自動運行装置、57.車両番号、58.当事者種別、59.用途別、60.車両形状等、61.通行目的、62.サポカー、63.選任事業所等、64.タイヤ等の状況、65.ＡＴ車、66.一時停止規制(標識)、67.一時停止規制(法定外表示)、68.飲酒状況、69.飲酒場所、70.飲酒の動機、71.速度規制、72.危険認知速度、73.ライト点灯状況、74.反射材使用状況、75.携帯電話等の使用状況、76.カーナビ使用状況、77.法令違反、78.人的要因、79.車両的要因、80.環境的要因、81.行動類型、82.当事者の進行方向、83.車両の衝突部位、84.方向別進行方向、85.車両の損傷程度、86.自体防護、87.自転車の通行場所、88.歩行者の行動類型、89.歩行者の横断場所、90.エアバッグ装備、91.サイドエアバッグ装備、92.人身損傷程度、93.人身損傷主部位、94.損傷主部位の状態、95.人身加害部位、96.自宅からの距離、97.高齢運転者標識、98.胸部プロテクターの装着、99.初心運転者標識、100.予備項目【補充票】101.警察署等、102.人身番号、103.補充票番号、104.免許番号、105.性別、106.生年月日、107.年齢、108.乗車別、109.乗車区分、110.運転資格、111.免許経過年数、112.居住地、113.職業、114.国籍等、115.車両番号、116.当事者種別、117.用途別、118.車両形状等、119.通行目的、120.サポカー、121.選任事業所、122.自動運行装置、123.飲酒状況、124.飲酒場所、125.飲酒の動機、126.危険認知速度、127.ライト点灯状況、128.反射材使用状況、129.携帯電話使用状況、130.カーナビ使用状況、131.法令違反、132.行動類型、133.当事者進行方向、134.車両の衝突部位、135.車両の損傷程度、136.自体防護、137.自転車の通行場所、138.歩行者の行動類型、139.歩行者の横断場所、140.エアバッグ装備、141.サイドエアバッグ装備、142.人身損傷程度、143.人員損傷主部位、144.損傷主部位の状態、145.人身加害部位、146.自宅からの距離、147.高齢運転者標識、148.初心運転者標識、149.予備項目【高速道路追加調査項目票】150.本表番号、151.発生地点、152.道路管理者区分、153.道路区分、154.曲線半径、155.縦断勾配、156.トンネル、157.特殊事故、158.本線通行止め時間、159.当事車両台数、160.行動類型、161.事故類型、162.車両単独事故の対象物、163.臨時速度規制の有無、164.速度規制(臨時のみ)、165.停止表示器表示の有無、166.交通障害、167.高速道路走行距離、168.速度抑制装置装着状況、169.予備項目 |
| 記録範囲 | 道路交通法(昭和35年法律第105号)第２条第１項第１号に規定する道路において、車両、路面電車及び列車の交通により引き起こされた人の死傷を伴う事故の当事者 |
| 記録情報の収集方法 | 当事者本人からの聴取 |
| 要配慮個人情報が含まれるときは、その旨 | 含む |
| 記録情報の経常的提供先 | 警察庁 |
| 開示請求等を受理する組織の名称及び所在地 | （名　称）総務部府民応接センター |
| （所在地）540-8540 大阪市中央区大手前３丁目１番11号 |
| 訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等 | ― |
| 個人情報ファイルの種別 | ☑法第60条第2項第１号　（電算処理ファイル） | □法第60条第2項第２号（マニュアル処理ファイル） |
| 政令第21条第7項に該当するファイル　　　　□有　☑無 |
| 行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨 | 該当 |
| 行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地 | （名　称）総務部府民応接センター（所在地）540-8540 大阪市中央区大手前３丁目１番11号 |
| 行政機関等匿名加工情報の概要 | ― |
| 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地 | ― |
| 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間 | ― |
| 記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨 |  |
| 備　　　考 |  |

|  |
| --- |
| 個 人 情 報 フ ァ イ ル 簿 |
| 個人情報ファイルの名称 | 安全運転管理者等名簿 |
| 行政機関等の名称 | 大阪府警察本部長 |
| 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称 | 交通部交通総務課 |
| 個人情報ファイルの利用目的 | 安全運転管理者等に関する情報を集約し、共有、活用することにより、適切に安全運転管理者等の選任状況や講習受講状況を把握し、的確な安全運転管理を図るため利用する。 |
| 記録項目 | １.事業所番号、２.業種、３.事業所名カナ、４.事業所名、５.所在地、６.通知書送付先、７.電話番号、８．使用者氏名、９.自動車台数、10.運転者数、11.副管理者数、12.講習通知履歴、13.安全運転管理者氏名、カナ、免許証番号、免許種別、職務上地位、講習履歴、違反歴、個人番号、選任日、資格要件、解任日、解任理由、14.副安全運転管理者氏名、カナ、免許証番号、免許証種別、職務上地位、講習履歴、違反歴、個人番号、選任日、資格要件、解任日、解任理由、15.講習における講習日、住所、建物名、講習区分、定員、総指定数、残数、講習状態、16.備考 |
| 記録範囲 | 安全運転管理者、副安全運転管理者 |
| 記録情報の収集方法 | 安全運転管理者等の届出 |
| 要配慮個人情報が含まれるときは、その旨 | 含む |
| 記録情報の経常的提供先 | ― |
| 開示請求等を受理する組織の名称及び所在地 | （名　称）総務部府民応接センター |
| （所在地）540-8540 大阪市中央区大手前３丁目１番11号 |
| 訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等 | ― |
| 個人情報ファイルの種別 | ☑法第60条第2項第１号　（電算処理ファイル） | □法第60条第2項第２号（マニュアル処理ファイル） |
| 政令第21条第7項に該当するファイル　　　　□有　☑無 |
| 行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨 | 該当 |
| 行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地 | （名　称）総務部府民応接センター（所在地）540-8540 大阪市中央区大手前３丁目１番11号 |
| 行政機関等匿名加工情報の概要 | ― |
| 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地 | ― |
| 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間 | ― |
| 記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨 |  |
| 備　　　考 |  |

|  |
| --- |
| 個 人 情 報 フ ァ イ ル 簿 |
| 個人情報ファイルの名称 | 駐車禁止除外指定車標章管理ファイル |
| 行政機関等の名称 | 大阪府警察本部長 |
| 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称 | 交通部交通規制課 |
| 個人情報ファイルの利用目的 | 駐車禁止除外指定車標章の管理の適正な運用に資するために利用する。 |
| 記録項目 | １.標章番号、２.更新前標章番号、３.障害区分、等級、４.発行年月日、返納年月日、５.有効期限、６.申請者の氏名、通称、住所、電話番号、交付対象者との続柄、７.交付対象者の氏名、住所、電話番号、携帯番号、生年月日、性別、手帳番号、その他、８.事業者のコード、事業者名、住所、電話番号、代表者氏名、除外理由、運転者氏名、住所、電話番号、生年月日、性別、免許証番号、駐車場所、９.事業者種別、事業者登録車両、車種、指定年月日、10.備考 |
| 記録範囲 | 駐車禁止除外指定車標章交付に係る申請者、交付対象者、主たる運転者、事業者使用車両 |
| 記録情報の収集方法 | 駐車禁止除外指定車標章の申請 |
| 要配慮個人情報が含まれるときは、その旨 | 含む |
| 記録情報の経常的提供先 | ― |
| 開示請求等を受理する組織の名称及び所在地 | （名　称）総務部府民応接センター |
| （所在地）540-8540 大阪市中央区大手前３丁目１番11号 |
| 訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等 | ― |
| 個人情報ファイルの種別 | ☑法第60条第2項第１号　（電算処理ファイル） | □法第60条第2項第２号（マニュアル処理ファイル） |
| 政令第21条第7項に該当するファイル　　　　□有　☑無 |
| 行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨 | 該当 |
| 行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地 | （名　称）総務部府民応接センター（所在地）540-8540 大阪市中央区大手前３丁目１番11号 |
| 行政機関等匿名加工情報の概要 | ― |
| 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地 | ― |
| 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間 | ― |
| 記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨 |  |
| 備　　　考 |  |

|  |
| --- |
| 個 人 情 報 フ ァ イ ル  |
| 個人情報ファイルの名称 | 高齢運転者等標章管理ファイル |
| 行政機関等の名称 | 大阪府警察本部長 |
| 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称 | 交通部交通規制課 |
| 個人情報ファイルの利用目的 | 高齢者運転者等標章の管理の適正化及び効率化に資するために利用する。 |
| 記録項目 | １.標章番号、２.申請年月日、３.交付者の氏名、異名、生年月日、性別、住所、電話番号等、免許番号、４.申請、変更理由、５.登録車両番号、６.交付年月日、７.備考 |
| 記録範囲 | 高齢運転者等標章交付に係る交付対象者、登録車両 |
| 記録情報の収集方法 | 高齢運転者等標章の申請書、記載事項変更届、再交付申請、高齢運転者等標章の返納 |
| 要配慮個人情報が含まれるときは、その旨 | 含む |
| 記録情報の経常的提供先 | ― |
| 開示請求等を受理する組織の名称及び所在地 | （名　称）総務部府民応接センター |
| （所在地）540-8540 大阪市中央区大手前３丁目１番11号 |
| 訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等 | ― |
| 個人情報ファイルの種別 | ☑法第60条第2項第１号　（電算処理ファイル） | □法第60条第2項第２号（マニュアル処理ファイル） |
| 政令第21条第7項に該当するファイル　　　　□有　☑無 |
| 行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨 | 該当 |
| 行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地 | （名　称）総務部府民応接センター（所在地）540-8540 大阪市中央区大手前３丁目１番11号 |
| 行政機関等匿名加工情報の概要 | ― |
| 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地 | ― |
| 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間 | ― |
| 記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨 |  |
| 備　　　考 |  |

|  |
| --- |
| 個 人 情 報 フ ァ イ ル 簿 |
| 個人情報ファイルの名称 | 自動車保管場所管理ファイル |
| 行政機関等の名称 | 大阪府警察本部長 |
| 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称 | 交通部駐車管理課 |
| 個人情報ファイルの利用目的 | 自動車保管場所証明等業務の適正な遂行に資するために利用する。 |
| 記録項目 | １.申請区分、２.受理・受付番号、３.車名、４.型式、５.車台番号、６.自動車の大きさ（長さ・幅・高さ）、７.使用の本拠の位置、８.保管場所の位置、９.申請（届出）年月日、10.申請（届出）者郵便番号・住所・氏名・フリガナ・電話番号、11.標章発行日、12.保管場所標章番号、13.使用権原（保管場所の所有区分）、14.連絡先氏名・電話番号、15.新規・代替の別、16.現車登録（車両）番号、17.前車登録（車両）番号、18.駐車場住所、19.駐車場名、20.駐車場管理番号、21.駐車場管理者住所・氏名・フリガナ・電話番号、22.駐車場所有者氏名・フリガナ、23.駐車場面積、24.収容可能台数、25.現在収容台数、26.ひと枠当りの大きさ、27.駐車場形態、28.駐車場構造 |
| 記録範囲 | 自動車保管場所証明書の交付申請者、自動車保管場所の届出者及びこれらの者から委任を受けた代理人、５台以上の自動車を収容可能な駐車場の管理者・所有者 |
| 記録情報の収集方法 | 本人又は委任を受けた代理人からの自動車保管場所証明申請の受付、自動車保管場所届出の受付及び電気通信回線を通じた申請等情報の通知の受信、駐車場管理者等に対する調査 |
| 要配慮個人情報が含まれるときは、その旨 | 含まない |
| 記録情報の経常的提供先 | ― |
| 開示請求等を受理する組織の名称及び所在地 | （名　称）総務部府民応接センター |
| （所在地）540-8540 大阪市中央区大手前３丁目１番11号 |
| 訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等 | ― |
| 個人情報ファイルの種別 | ☑法第60条第2項第１号　（電算処理ファイル） | □法第60条第2項第２号（マニュアル処理ファイル） |
| 政令第21条第7項に該当するファイル　　　　□有　☑無 |
| 行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨 | 非該当 |
| 行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地 | ― |
| 行政機関等匿名加工情報の概要 | ― |
| 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地 | ― |
| 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間 | ― |
| 記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨 |  |
| 備　　　考 |  |

|  |
| --- |
| 個 人 情 報 フ ァ イ ル 簿 |
| 個人情報ファイルの名称 | 駐車監視員資格者ファイル |
| 行政機関等の名称 | 大阪府警察本部長 |
| 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称 | 交通部駐車管理課 |
| 個人情報ファイルの利用目的 | 駐車監視員の資格を有する者に関する氏名、住所等の人定情報を集約し、同資格者証の交付及び再交付に係る事務に利用することを目的とする。 |
| 記録項目 | １.受理番号、２.受理年月日、３.受理・交付状態、４.交付等申請区分、５.交付等申請取扱者名、６.交付等申請事由、７.監視員氏名フリガナ、８.監視員氏名、９．監視員異名フリガナ、10.監視員異名、11.監視員住所郵便番号、12．監視員住所、13.監視員生年月日、14.監視員性別、15.監視員国籍種別、16.監視員本籍（国籍）、17.監視員本籍（住所）、18.監視員会社名、19.監視員業種、20.監視員自宅電話番号、21.監視員携帯電話番号、22.監視員会社電話番号、23.欠格者該当有無 |
| 記録範囲 | 駐車監視員資格者証交付申請者 |
| 記録情報の収集方法 | 駐車監視員資格者証交付申請書等 |
| 要配慮個人情報が含まれるときは、その旨 | 含む |
| 記録情報の経常的提供先 | ― |
| 開示請求等を受理する組織の名称及び所在地 | （名　称）総務部府民応接センター |
| （所在地）540-8540 大阪市中央区大手前３丁目１番11号 |
| 訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等 | ― |
| 個人情報ファイルの種別 | ☑法第60条第2項第１号　（電算処理ファイル） | □法第60条第2項第２号（マニュアル処理ファイル） |
| 政令第21条第7項に該当するファイル　　　　□有　☑無 |
| 行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨 | 非該当 |
| 行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地 | ― |
| 行政機関等匿名加工情報の概要 | ― |
| 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地 | ― |
| 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間 | ― |
| 記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨 |  |
| 備　　　考 |  |

|  |
| --- |
| 個 人 情 報 フ ァ イ ル 簿 |
| 個人情報ファイルの名称 | 駐車監視員選任ファイル |
| 行政機関等の名称 | 大阪府警察本部長 |
| 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称 | 交通部駐車管理課 |
| 個人情報ファイルの利用目的 | 駐車監視員に選任された者に関する氏名、住所等の人定事項及び雇用先に関する情報を集約することにより、放置車両確認事務の適正な管理を図ることを目的とする。 |
| 記録項目 | １.資格者証番号、２.監視員氏名フリガナ、３.監視員氏名、４.監視員性別、５.監視員住所、６.監視員生年月日、７.資格者証発行公安委員会名、８.監視員自宅電話番号、９.監視員携帯電話番号、10.監視員会社電話番号、11.雇用形態、12.選任年月日、13.監視員異名フリガナ、14.監視員異名 |
| 記録範囲 | 駐車監視員資格者証保有者 |
| 記録情報の収集方法 | 駐車監視員選任届 |
| 要配慮個人情報が含まれるときは、その旨 | 含まない |
| 記録情報の経常的提供先 | ― |
| 開示請求等を受理する組織の名称及び所在地 | （名　称）総務部府民応接センター |
| （所在地）540-8540 大阪市中央区大手前３丁目１番11号 |
| 訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等 | ― |
| 個人情報ファイルの種別 | ☑法第60条第2項第１号　（電算処理ファイル） | □法第60条第2項第２号（マニュアル処理ファイル） |
| 政令第21条第7項に該当するファイル　　　　□有　☑無 |
| 行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨 | 非該当 |
| 行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地 | ― |
| 行政機関等匿名加工情報の概要 | ― |
| 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地 | ― |
| 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間 | ― |
| 記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨 |  |
| 備　　　考 |  |

|  |
| --- |
| 個 人 情 報 フ ァ イ ル 簿 |
| 個人情報ファイルの名称 | 運転者管理ファイル |
| 行政機関等の名称 | 大阪府警察本部長 |
| 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称 | 交通部運転免許課 |
| 個人情報ファイルの利用目的 | 運転免許証の交付及び更新、運転免許の取消し及び効力の停止等運転免許事務の適正な遂行を確保するために利用する。 |
| 記録項目 | １.氏名、２.生年月日、３.性別、４.本（国）籍、５.住所、６.免許証番号、７.有効期間の末日、８.交付年月日、９.照会番号、10.免許年月日、11.免許の種類、12.免許の条件等、13.限定解除年月日（５ｔ限定）、14.最新併記年月日、15.特例免種状態、16.若年運転者期間、17.普通経験日数、18.違反、事故及び事案（重大違反唆し等、道路外致死傷に係るもの）の発生年月日時、19.事案点数、20.累積点数、21.違反名、22.違反車両、23.路線名、24.事故内容、25.事案名、26.処分年月日時、27.手配年月日、28.処分公安委員会、29.手配公安委員会、30.登録公安委員会、31.手配番号、32.処分種別、33.処分番号、34.処分日数、35.処分短縮日数、36.処分免種、37.若年特例取消免種、38.取消等該当関連情報登録年月日、39.取消等該当関連情報登録番号、40.取消等該当関連情報登録事案名、41.違反者講習済年月日、42.運転練習の方法、43.氏名等修正年月日、44.住所変更年月日、45.再交付年月日、46.最終違反年月日、47.最終事故年月日、48.最終事案（重大違反唆し等、道路外致死傷に係るもの）年月日、49.事件番号、50.講習区分、51.満了日直前の誕生日、52.有効期間区分、53.初心期間終了年月日、54.初心講習済年月日、55.再試験合格年月日、56.若年運転者講習済年月日、57.取消処分者等区分、58.取消処分者講習受講年月日、59.講習場所、60.講習番号、61.初心取消年月日、62.初心取消理由、63.再試験番号、64.初回更新者区分、65.特定失効等区分、66.更新申請県、67.命令種別、68.指定場所、69.指定等年月日、70.受検等年月日、71.認知機能検査年月日、72.検査場所、73.検査番号、74.検査得点、75.検査結果、76.検査種別、77.検査種類、78.高齢者講習済年月日、79.実車指導結果、80.講習分類、81.講習種別、82.講習種類、83.運転技能検査年月日、84.運転技能検査得点、85.免許の申請年月日、86.免許の申請区分、87.質問票等回答年月日、88.質問票等回答内容、89.虚偽記載判明年月日、90.虚偽記載の有無、91.運転経歴証明書番号、92.運転経歴証明書交付年月日、93.運転経歴証明書運転者区分、94.顔写真、95.電話番号 |
| 記録範囲 | １現に運転免許を受けている者２運転免許が失効している者で違反行為等をしたことのないものは５年７月間、違反行為等をしたものは最大15年６月間（ただし、平成18年８月20日以前の失効免許に係るものは、その者の年齢が70歳になるまでの間）、拒否又は６月以上の運転禁止処分を受けた者はその者の年齢が100歳になるまでの間。３被取消処分者はその者の年齢が100歳になるまでの間。４死亡により運転免許が失効した者で、違反行為等をしたことのないものは３年間、違反行為等をしたものは13年間。５免許の抹消登録がなされた者で、違反行為等をしたものは、抹消に係る免許の有効期間経過後３年間。６無免許運転をした者、国際運転免許証等を所持する者で違反行為等をしたものは13年間（ただし、その者の年齢が100歳になるまでの間に限る）、拒否又は６月以上の運転禁止処分を受けた者はその者の年齢が100歳になるまでの間。７運転経歴証明書の交付を受けた者及び平成24年３月31日以前に申請による取消しを受けた者はその者の年齢が120歳になるまでの間。 |
| 記録情報の収集方法 | 運転免許証の免許申請書、質問票、更新申請書、再交付申請書及び記載事項変更届、運転経歴証明書の交付申請書、再交付申請書及び記載事項変更届、交通切符・交通反則切符及び点数切符による報告、交通事故発生報告、初心運転者講習・取消処分者講習・違反者講習・若年運転者講習及び高齢者講習の受講、認知機能検査及び運転技能検査の受検  |
| 要配慮個人情報が含まれるときは、その旨 | 含む |
| 記録情報の経常的提供先 | 警察庁及び自動車安全運転センター大阪府事務所 |
| 開示請求等を受理する組織の名称及び所在地 | （名　称）総務部府民応接センター |
| （所在地）540-8540 大阪市中央区大手前３丁目１番11号 |
| 訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等 | １、４及び５の記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、道路交通法（昭和35年法律第105号）第94条第１項及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第20条第１項又は同法第104条の４第７項及び同施行規則第30条の12第１項による。  |
| 個人情報ファイルの種別 | ☑法第60条第2項第１号　（電算処理ファイル） | □法第60条第2項第２号（マニュアル処理ファイル） |
| 政令第21条第7項に該当するファイル　　　　□有　☑無 |
| 行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨 | 該当 |
| 行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地 | （名　称）総務部府民応接センター（所在地）540-8540 大阪市中央区大手前３丁目１番11号 |
| 行政機関等匿名加工情報の概要 | ― |
| 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地 | ― |
| 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間 | ― |
| 記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨 |  |
| 備　　　考 |  |